観光事業者における BPaaS 活用に関する効果予測業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

業務仕様書「1 業務の目的」のとおり。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、観光事業者における BPaaS 活用に関する効果予測業務を 委託すべき業者を選定するために実施する。

3 委託業務の概要

- (1)業務委託名 観光事業者における BPaaS 活用に関する効果予測業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月24日 (火) まで
- (3) 委託内容 業務仕様書のとおり

4 契約上限金額

1,385,450円(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加条件

(1)参加資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権 を得ない者でないこと。
- イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第三 十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 共同事業体

共同事業体による参加も可とするが、下記条件をすべて満たすこと。

- ア共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。
- イ 同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

(3) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中 である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペへの参加意思表示

当該企画提案コンペへの参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。

(1)提出書類(各1部)

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

- ② 役員等に関する事項 (第2号様式)
- ③ 委任状(企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている 場合。第3号様式)
- ④ 共同事業体協定書兼委任状(共同事業体での参加の場合。第4号様式)
- ⑤ その他、上記①に記載の添付書類一式

(2)提出期限

令和7年10月30日(木)17時まで(必着)

(3)提出先·提出方法

提出先:下記18に示す所属

提出方法:電子メール、郵便や民間事業者の信書便による送付、持参

※持参以外の方法で書類を提出する場合は、提出期限までに担当部局に受理の 確認をすること。

(5) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された書類により資格審査を行い、その結果を令和7年11月11日(火)を目途に電子メールにて通知する。

7 企画提案資料の提出

(1)提出書類

別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり

(2)提出期間

参加資格結果通知日から令和7年11月17日(月)15時まで(必着)

(3)提出先

提出先:下記18に示す所属

提出方法:電子メール、郵便や民間事業者の信書便による送付、持参

※持参以外の方法で提出する場合は、提出期限までに担当部局に受理の確認を すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和7年10月28日(火)17時まで

(2)提出方法・提出先

電子メールにて質問申請書(第6号様式)を下記18に示す所属宛て提出し、電話にて受理を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該業務に係る仕様や条件、応募手続き的な事項に限るものとし、 他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には回答しないものと する。

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、原則として10月29日(水)17時までに三重県ホームページに掲載する。

9 企画提案コンペの実施方法

本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料を、観光事業者におけるBPaaS活用 に関する効果予測業務企画提案コンペ選定委員会(以下、選定委員会という。)にお いて審査を行い、最優秀提案を選定する。

(1) 選定方法

提案者から提出される企画提案資料等による書面審査、プレゼンテーション審査を実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

なお、選定において、最低制限基準点(合計満点比60%)未満の提案は失格とする。また、この基準は一者提案となった場合も同様とする。

(2)書面審査の実施

提案者が6者以上となった場合、選定委員会で書面審査を行い、優良提案者を5者選定する。審査の結果は、全ての提案者に対し11月18日(火)までに電子メールにて通知する。なお、書面審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、プレゼンテーション審査は行わない。

(3) プレゼンテーション審査の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。

- (ア) 開催日時 令和7年11月19日(水)午後
- (イ) 開催場所 三重県本庁舎又は近隣施設会議室
- (ウ) 開催形式 対面又はオンライン(各提案者の希望により実施)
- (エ) その他

プレゼンテーションは、事前に提出のあった企画提案資料のみを使用し、説明すること。

(4) 評価基準

以下の項目により、企画提案内容を評価して選定する。

- (ア) 有効性(10点)
 - ・BPaaS を活用することで、どのように観光事業者が抱える課題に対しアプローチできるか、具体的かつ効果的な提案となっているか。
 - ・ 観光事業者が抱える課題を洗い出せるアンケート項目、ヒアリング内容となっているか。
 - ・独自のアイデアが盛り込まれ、工夫のある提案内容となっているか。
- (イ) 実現可能性(10点)
 - ・業務の実施に資する専門性や実績を有しているか。
 - ・根拠や実績に基づいた提案内容となっているか。
- (ウ) 実施体制・実施計画(5点)
 - ・事業を実施する上で適切な実施体制、実施計画が提案されているか。
- (工)経済合理性(5点)
 - ・ 見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
 - ・費用対効果の観点から見積額は合理的であるか。

(5)審査結果の通知

審査結果は、最優秀提案者を決定後、令和7年11月20日(木)までに参加者に通知するとともに、三重県のホームページにて公表する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明 用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)(写し 可)
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの、写し可)
- (3)過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書及びその裏付けとなる書類(契約書の写し、契約の相手方が発行した契約履行実績証明書等の契約の履行が確認できる書類)
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者 (物件契約)登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共 通債権者(物件登録)登録申請書」

11 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と、その提案内容をふまえ委託契約を締結する。
- (2) 契約条項は、別紙「業務委託契約書(案)」のとおりとする。
- (3)契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。)とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (5) 契約は、三重県観光部観光戦略課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1)受託者が契約の履行にあたって、暴力団等排除要綱第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県観光部観光戦略課に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不 当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるお それがある場合は、三重県観光部観光戦略課と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1) イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除 措置要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札 資格停止等の措置を講じる。

17 その他

- (1) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえて業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。

- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
- オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
- カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
- キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められ る義務を履行しなかったとき。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号)の規定によるものとする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により罰則があるので留意すること。

18 担当部局

三重県観光部観光戦略課 山際

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

電話:059-224-2830

Email: kankost@pref.mie.lg.jp